

燃ゆる感動かごしま国体卓球競技リハーサル大会輸送バス賃貸借仕様書

1 件名

燃ゆる感動かごしま国体卓球競技リハーサル大会輸送バス賃貸借

2 内容

燃ゆる感動かごしま国体卓球競技リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、輸送バスを賃貸借するもの。

3 契約期間

契約締結の日から令和元年10月19日（土）

4 業務内容

(1) バス配車台数

ア バスの種類 中型 各日2台

イ 日別バス配車台数内訳

10月17日 (木)	10月18日 (金)	10月19日 (土)
2台	2台	2台

(2) 輸送計画

松元平野岡体育館と松元中学校体育館の間をシャトルバス運行
別紙「シャトルバス時刻表」を参照すること。

5 輸送及び配車条件

- (1) 配車バスは、一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び法定点検を受けた安全な車両とし、故障等の緊急事態が発生した場合は、速やかに代替バスで対応する等必要な措置を講じること。
- (2) 受注者は、配車日において発注者が指示する時間及び場所に指定のバスを配車し、事前の運行指示に従い事故を起こさないよう安全に運行すること。
- (3) 受注者は、配車日時や配車場所の変更等に迅速に対応すること。
- (4) 本業務の実施に際し、受注者の過失により既設物、仮設物等への破損、損失、第三者への事故等が発生した場合はすべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。
- (5) 誤乗車を防止するため、「団体名」や「大会名」等を外から見えやすい箇所に表示

すること。

- (6) 受注者は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条により所定の連続運転時間を超える場合には、交代運転士を配置する等、運転者の過労防止に努めること。
- (7) 運行に必要な燃料・乗務員の食事・その他の消耗品等運行に必要な費用は、すべて受注者の負担とすること。

6 守秘義務

- (1) 受注者は、業務上知り得た内容等、他人に漏らしたり又は他の目的で利用してはならない。また、業務の履行にあたる乗務員も同様の義務を負い、この違反についての責は免れない。
- (2) 契約期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。

7 損害賠償

本業務に関して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者及び第三者に損害を与えた場合、受注者はその賠償の責めを負うものとする。

8 提出書類

- (1) 加入している賠償責任保険証券の写し
- (2) 輸送バス実績報告書（履行後）

9 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、道路運送法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により運行計画を中止、変更する必要があるときは、協議の上、中止、変更できるものとする。
- (3) その他仕様書に定めない事項が生じた場合は、発注者と協議の上、業務を進めること。